



CAN DO

“可能性への挑戦”

第 77 号

号

金田会計事務所通信

【 強い信念が実現する 】

世界中で人気の無料語学学習プラットフォーム、Duolingo(デュオリンゴ)。スマートフォンアプリで、40 以上の言語に対応し、毎日 5 分の隙間時間を使い手軽で場所を選びません。可愛いキャラクターやポイント獲得などゲーム感覚で楽しく学べます。

アプリ内で自分のアバターを作成し、世界中の利用者と交流可能です。毎週発表される成績順位で上位リーグへの昇格や下位リーグへの降格が競われ、競争心を刺激します。会話強化メニューや、間違えた問題、習った単語の復習、発音確認機能も搭載。とにかく飽きさせない工夫が随所に凝らされており、有料版も用意されています。毎日、緑色のふくろうキャラクターDuo が勉強の時間を通知し、継続させるアイデアが施されています。退会(削除)しようすると Duo が涙目で「待って！」と訴えかけ、思い直す人も多いとか。現在登録者数は 1 億 2,000 万人に達しています。

Duolingo を創設したのは、カーネギーメロン大学教授のルイス・フォン・アン博士と大学院生です。グアテマラ出身のドイツ人であるルイス博士は、質の高い語学教育を世界中の人々に無料で提供することを目指しました。特に、経済的な理由で語学学習の機会を得られない人々にも教育を提供したいという強い信念がありました。学習の一環として上級利用者を翻訳活動に招待し、コンテンツの翻訳を依頼した企業から Duolingo が翻訳料を受け取るビジネスモデルも構築。さらに米 OpenAI の ChatGPT 最新モデルの「GPT-4」を搭載した最先端技術を取り入れた新サービスも展開しています。

世界で支持されるのは、明確な理念と情熱に基づき、コスパ・タイプの現代のニーズを捉え、さらに最新技術を積極的に導入した結果と言えるでしょう。

実は私も使っており、連続 588 日目(2025 年 2 月 23 日現在)となります。これだけでは私には言語がマスターできるとは思っていませんので他との教材と合わせていますが(成果は如何に！)。

金田 康良 2025 年 4 月

複雑化！令和7年度税制改正

与野党間の協議が迷走の上、令和7年度予算が成立し修正した税制改正案が今国会で採択されました。103万円の年収の壁などで複雑になってしまった内容を紹介することになりました。



【基礎控除・給与所得控除の引上げ】(減税)

☆基礎控除 以下の表のとおり(現行0円～48万円)

令和7年、8年度の引き上げは合計所得金額に応じます。

※は恒久的措置:所得税は給与収入103万円の壁⇒160万円の壁に

合計所得金額	基礎控除額		
		2,350万円以下	58万円
※132万円以下	95万円	2,400万円以下	48万円
336万円以下	88万円	2,450万円以下	32万円
489万円以下	68万円	2,500万円以下	16万円
665万円以下	63万円	2,500万円超	0円

☆給与所得控除額

給与収入162.5万円以下の最低保証額55万円を給与収入 190万円以下
の最低保証額を 65万円に引き上げ

(注)住民税はこの+10万円のみで基礎控除は変更なし(110万円の壁に)

(例)他の所得、所得控除額がない前提 11

①給与収入160万円のケース

所得税:160万円－**65万円**(給与所得控除額)＝95万円<132万円

95万円－**95万円**(基礎控除額:改正前48万円)＝**0円**

(参考)

住民税:160万円－**65万円**(給与所得控除額)－**53万円**(基礎控除額)

＝42万円(住民税対象金額)

②給与収入500万円のケース(給与所得控除額は変わらず)

所得税:500万円－**144万円**(給与所得控除額)＝356万円<489万円

356万円－**68万円**(給与所得控除額:改正前48万円)

＝288万円(課税所得金額)

【配偶者・扶養控除の年収要件引上げ】(減税)

同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件について

現行: 48 万円以下 (給与収入 103 万円以下)

⇒ 改正: **58 万円 (給与収入 123 万円以下)** に引上げ
(令和 7 年以後の所得税に適用)



【特定親族特別控除の創設】(減税)

19 歳以上 23 歳未満の親族等で合計所得金額 **123 万円以下 (給与収入 188 万円)** のものを有する個人は、親族等の合計所得金額に応じた以下の特別控除を適用する。(令和 7 年以後の所得税に適用)

対象親族の合計所得金額	控除額	100 万円超 105 万円以下	31 万円
58 万円超 85 万円以下	63 万円	105 万円超 110 万円以下	21 万円
85 万円超 90 万円以下	61 万円	110 万円超 115 万円以下	11 万円
90 万円超 95 万円以下	51 万円	115 万円超 120 万円以下	6 万円
95 万円超 100 万円以下	41 万円	120 万円超 123 万円以下	3 万円

※現行の特定扶養控除 63 万円について大学生がアルバイトで収入を増やしても親の特定扶養控除額が急になくならないように配慮した改正です。

【子育て世帯の生命保険料の拡充】(減税)

23 歳未満の扶養親族がいる場合の一般生命保険料控除の限度額が **6 万円** に引き上げられる(令和 8 年分の所得税に限る)

【退職所得控除額の調整既定の見直し】(増税)

確定拠出年金(企業版 DC、iDeCo)の老齢一時金を受け取り、のちに退職手当等を受け取る場合の退職所得控除の調整期間が現行の 5 年以内から **10 年以内** に拡大される(下記表を参照)

また、退職手当等の支払いを受ける全ての居住者に係る退職所得の源泉徴収票を税務署長に源泉徴収票を提出することとなる。(現行役員のみ)

⇒令和 8 年 1 月 1 日以後に提出すべき源泉徴収票から適用

1 回目退職金	2 回目退職金	調整期間
退職手当等	退職手当等	5 年以内(原則)
退職手当等(右記以外)	確定拠出年金の老齢一時金	20 年以内(特例)
確定拠出年金の老齢一時金	退職手当等(左記以外)	10 年以内(改正)

※勤続年数の重複を排除する調整により退職所得控除額が減額される。

令和 8 年 1 月 1 日以後に支払いを受けるべき退職手当等から適用

一方で確定拠出年金(企業版 DC、iDeCo)の掛金上限は拡充

【事業承継税制の役員就任要件の緩和】(減税?)

事業承継税制の特例について、現行で株式の贈与の 3 年前までに後継者の役員就任要件については贈与の直前において役員であることに緩和される。

【防衛特別法人税の創設】(増税)

令和 8 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度から「防衛特別法人税」として基準法人税額から基礎控除額(年 500 万円)を控除した金額に 4%の税率を乗じて計算した金額が付加される。

【中小企業の軽減税率の特例の縮減】(増税)

所得金額年 800 万円以下の部分についての中小企業の軽減税率(15%)の 2 年延長とともに、令和 7 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度から所得金額が年 10 億円を超える事業年度の特例税率が 17%に引き上げられる。またグループ通算制度の適用法人は対象外とされる。

【その他の関連税制】

- ☆子育て世帯等の住宅ローン控除、リフォーム減税の延長
- ☆中小企業経営強化税制の 2 年延長と B 類型の拡充
- ☆中小企業投資促進税制の 2 年延長
- 等々



103 万円の壁への対応が政治的な妥協の産物となり複雑になってしまっているのは遺憾であります。改正内容については不明点があれば弊事務所までお気軽にお問い合わせください。今回、令和 7 年度予算案成立後の発行となりましたため遅れましたことをお詫びいたします。

気さくで、信頼できる頼もしい
顧問税理士として税務・経営・経
理の相談、指導等により企業活動
へのサポートを行っています。お
気軽にご相談下さい。



金田会計事務所 〒541-0052 大阪市中央区安土町 3 丁目 2 番 14 号 イワタニ第二ビル 10 階

TEL (06)6264-3328 FAX (06)6264-3329

E-Mail : info@kaneda-kaikei.com URL : <https://kaikei.asia/>